

## 令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う織機健保の対応についてお知らせ

豊田自動織機健康保険組合

今回の令和2年7月3日からの大雨による災害により被災された方には心よりお見舞い申し上げます。被災された方の医療機関の受診、保険料の支払い等につき、以下のとおり対応しますのでお知らせいたします。

### 1.適用対象となる方

次の(1)および(2)のいずれにも該当する方

- (1) 令和2年7月3日からの大雨による災害による災害救助法の適用市町村  
(別紙1~2参照)にお住まいの方 (一時居住の方も含む)
- (2) 今回の大雨で被災された方、または緊急避難された方

### 2.対応

#### 1) 医療機関での受診

##### (1)現金等の持ち合わせがない場合

- ①医療機関にその旨を伝えて受診や調剤をしてもらってください
- ②当日の窓口負担額(自己負担額)はゼロとなります、この分については後日、健保組合から直接、被保険者へ請求させていただく予定です

##### (2)保険証を紛失した場合

- ①織機健保の組合員である旨と、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被保険者の勤務する事業所(会社名)を医療機関に伝えてください。  
また身分証明に類するものがあれば提示してください
- ②並行して、健保組合へ保険証の再発行申請をしてください

#### 2) 保険給付費の申請

給付費等の申請は特に変更はありませんので、通常と同様に行ってください

#### 3) 任意継続保険料の納付

被災した任意継続被保険者の方が保険料納入の期限に納付できない場合は、その旨を健保組合へ申請してください

### 3.その他

被災時の健康保険に関する判断は健保組合に委ねられている部分が多いため、**不明点等がある場合は健保組合へ相談してください。**

#### 【問合せ先】

豊田自動織機健康保険組合 医療保険グループ

電話番号 : 0566-21-7784

以 上

別紙1

適用市町村：【熊本県、鹿児島県】下記に記載の8市7町5村

(令和2年7月4日付け内閣府第2報通知)

内閣府続報により適用市町村が追加される場合があります

7月4日9時30分公表



令和2年7月4日  
内閣府（防災担当）

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる  
災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県及び鹿児島県は8市7町5村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【熊本県】 八代市 (やつしろし) 人吉市 (ひとよし) 水俣市 (みなまたし) 上天草市 (かみあまくさし) 天草市 (あまくさし) 葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち) 葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち) 球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち) 球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち) 球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち) 球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら) 球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら) 球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら)	7月4日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら) 球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら) 球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちょう)  <u>【鹿児島県】</u> <u>阿久根市</u> (あくねし) <u>出水市</u> (いずみし) <u>伊佐市</u> (いさし) <u>出水郡長島町</u> (いいずみぐんながしまちょう)	<u>7月4日</u>	<u>令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがあるとしており、継続的に救助を必要としている。</u>	<u>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</u>

## 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先  
 内閣府政策統括官（防災担当）付  
 参事官（被災者生活再建担当）付  
 阿部、横田、森戸、袖上、山地  
 TEL 03-5253-2111（内線51276）  
 03-3503-9394（直通）